税理士法人けやき総合事務所 相続税申告報酬表

（消費税別）

取得財産の価額（小規模宅地評価減前）	当事務所報酬	税理士会旧報酬規定
3,000万円未満	400,000 円	450,000 円
3,000万円以上　～　4,000万円未満	450,000 円	
4,000万円以上　～　5,000万円未満	500,000 円	
5,000万円以上　～　6,000万円未満	550,000 円	675,000 円
6,000万円以上　～　7,000万円未満	600,000 円	
7,000万円以上　～　8,000万円未満	650,000 円	1,050,000 円
8,000万円以上　～　9,000万円未満	700,000 円	
9,000万円以上　～　１億円未満	750,000 円	
１億円以上　～　１億1,000万円未満	800,000 円	1,425,000 円
１億1,000万円以上　～　１億2,000万円未満	850,000 円	
１億2,000万円以上　～　１億3,000万円未満	900,000 円	
１億3,000万円以上　～　１億4,000万円未満	950,000 円	
１億4,000万円以上　～　１億5,000万円未満	1,000,000 円	
１億5,000万円以上　～　１億6,000万円未満	1,050,000 円	
１億6,000万円以上　～　１億7,000万円未満	1,100,000 円	
１億7,000万円以上　～　１億8,000万円未満	1,150,000 円	
１億8,000万円以上　～　１億9,000万円未満	1,200,000 円	
１億9,000万円以上　～　２億円未満	1,250,000 円	

※　取得財産の価額が２億円以上の場合は応相談とさせて頂きます。

※　延納・物納・事業承継税制の適用に関する手続きの報酬は含まれておりません。

※　相続税額試算につきまして上記金額の30%とさせて頂きます。